

令和3年12月9日	参考資料1
第1回 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会	

特定健診・特定保健指導の制度概要

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定健診・特定保健指導の概要

- ▶ 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律
- ▶ 実施主体 : 医療保険者
- ▶ 対象 : 40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者
- ▶ 内容(健診) : 高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査を実施。
- ▶ 内容(保健指導) : 健診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対して特定保健指導を実施。
- ▶ 実施計画 : 医療保険者は6年ごとに特定健診等実施計画を策定
- ▶ 計画期間 : 第1期(2008~2012年度)、第2期(2013~2017年度)
第3期(2018年度~2023年度)
- ▶ 項目等 : 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等

特定健診について

40歳から75歳までの方を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を実施

<健診の検査項目>

対象者	実施年度中に40-75歳に達する加入者（被保険者・被扶養者）
基本的な健診の項目	<ul style="list-style-type: none">○ 質問票（服薬歴、喫煙歴、かんで食えるときの状態 等）○ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）○ 理学的検査（身体診察）○ 血圧測定○ 血液検査<ul style="list-style-type: none">・ 脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）・ 血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖）・ 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）○ 検尿（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診の項目	<ul style="list-style-type: none">○ 心電図検査○ 眼底検査○ 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）○ 血清クレアチニン検査 <p>※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施</p>

特定保健指導について

特定健診の結果、判定値を超えた方を対象に、選定基準に基づく保健指導を実施

<保健指導の判定値>

- ①**血糖** 空腹時血糖（やむを得ない場合は随時血糖）100mg/dl以上 又は HbA1c の場合5.6%
- ②**脂質** a 中性脂肪150mg/dl以上 又は b HDLコレステロール40mg/dl未満
- ③**血圧** a 収縮期血圧130mmHg以上 又は b 拡張期血圧85mmHg以上
- ④**質問票** **喫煙歴あり**（①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント）

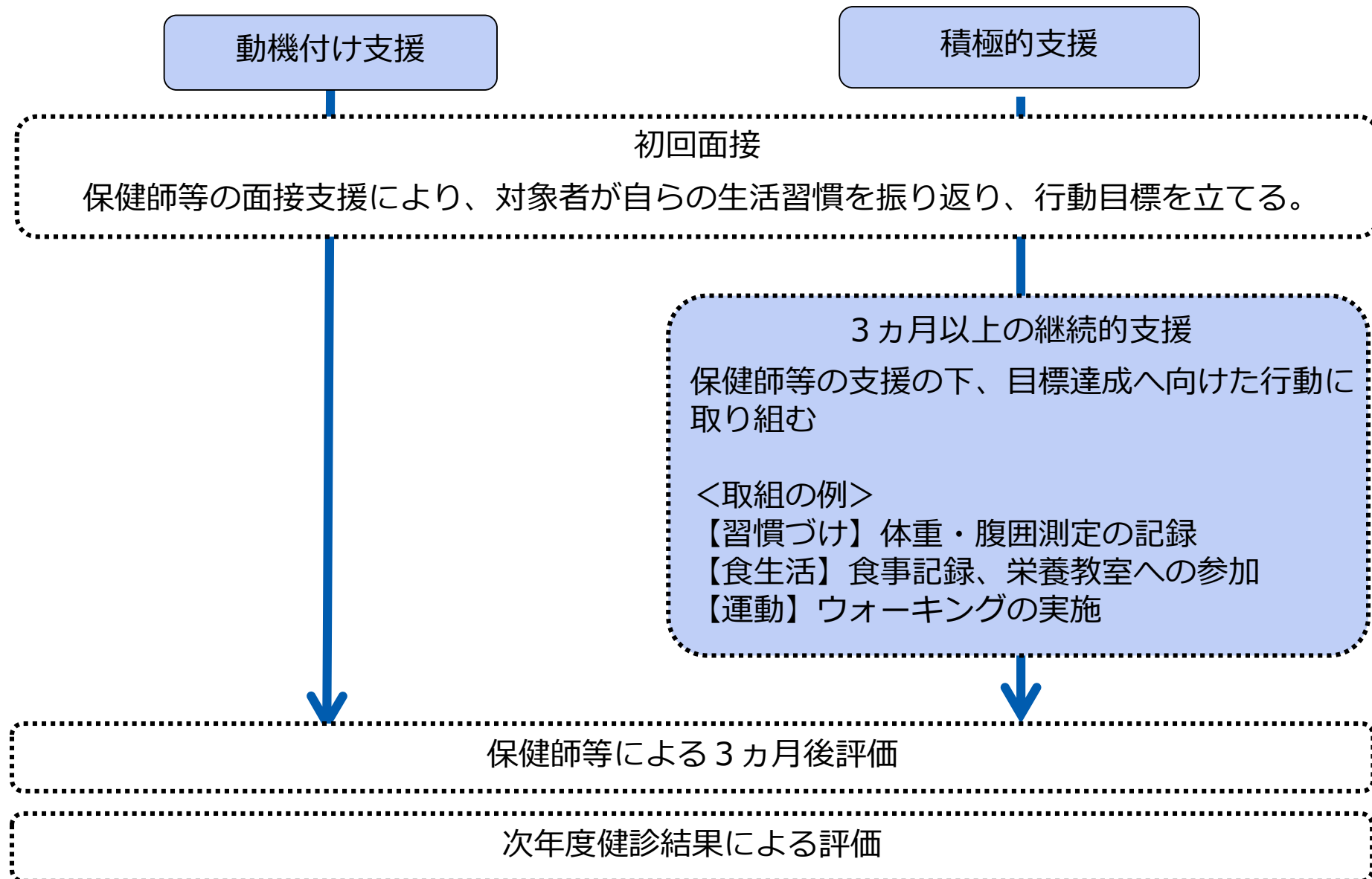
<対象者の選定基準>

腹囲	追加リスク		④喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質 ③血糖		40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当		/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当		あり なし		
上記以外で BMI≥25	3つ該当		/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当		あり なし		
	1つ該当		/		

※前期高齢者（65歳以上75歳未満）については、積極的支援の対象となった場合でも動機付け支援とする。

※服薬中の者は特定保健指導の対象としない

特定保健指導の流れ



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定保健指導の見直し

ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた特定保健指導の実施要件を見直し（令和3年2月）

対応①：初回面接における「グループ支援」の実施の緩和

<従前>

- ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた初回面接を行う場合は、「個別支援」（実施者と対象者が1対1で行う支援）に限って実施する

<見直し後>

- 初回面接をグループで行う場合でも、対面と同程度の質を保ちながらリアルタイムで複数の対象者と対話することが可能であると考えられる。
- ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた初回面接で「グループ支援」を実施可能とした。

対応②：継続支援に係る算定ポイントの見直し

<従前>

- ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた継続支援を行った場合は、「電話支援」のポイントを算定する。
- 「電話支援」は、対面での支援に比べて、算定されるポイント数が低い。

<見直し後>

- 情報通信機器を用いた継続支援を行う場合でも、対面と同程度の質で実施することが可能であると考えられる。
- ビデオ通話が可能な情報通信機器を用いた継続支援は、対面で行う場合と同じポイントを算定する。